

平成28年12月22日  
内閣府（防災担当）

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災に係る  
災害救助法の適用について  
【第1報】

1. 災害の概要

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県は県内1市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】 糸魚川市 (いといがわし)	12月22日	平成28年12月22日、新潟県糸魚川市内で大規模火災が発生し、強風によりさらに延焼のおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
園部、佐藤、石井  
TEL 03-5253-2111（内線51359）  
03-3593-2849（直通）